

平成 30 年 7 月豪雨により被災された方への 2019 年度個人正会員費の免除について

西日本を中心とした平成 30 年 7 月豪雨により、洪水や土砂災害が広範囲にわたり発生し、甚大な被害をもたらされました。被災された皆様に、衷心よりお見舞い申し上げます。本会では、第 119 回理事会での決議に基づき平成 30 年 7 月豪雨被災者への会費免除をいたします。免除を希望する方は、2019 年 5 月末までに学会事務局会員係までご連絡ください。なお一度納めた会費の返還はいたしかねます（定款第 7 条 2 項）ので、予めご了承ください。

【免除対象】

2018 年 7 月時点で対象地域（*）に在住・在勤の個人正会員のうち、2019 年 5 月末までに学会事務局会員係に 2019 年度個人正会員費の免除の申し出のあった方。

（*）「対象地域」については、内閣府「平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第 18 報】」に記載の 11 府県 67 市 39 町 4 村が該当いたします。

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20180831_gouu_kyuujo_18.pdf

【申請先】学会事務局会員係 (member@jswe.or.jp (@は半角に変更)、FAX. 03-3632-5352)